

東近江行政組合職員の自己啓発等休業に関する規則

平成20年3月28日
東近江行政組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年東近江行政組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5及び条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第3条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第4条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第5条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第6条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る書面の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対してその旨を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合
(報告への準用)

第8条 第4条第2項の規定は、条例第9条第1項の報告について準用する。

(条例第10条の規則で定める日)

第9条 条例第10条の規則で定める日は、東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和47年中部地域消防組合規則第7号)第24条に規定する昇給日とする。

(退職手当の取扱い)

第10条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の地方公務員法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに任命権者の承認を受けたこと。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した管理者が別に定める職員としての在職期間が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、管理者が別に定める場合はこの限りではない。

(雑則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則 (平成20年3月28日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式 (第4条関係)

自 己 啓 発 等 休 業 承 認 申 請 書

(任命権者)		申請年月日		年 月 日	
下記のとおりに自己啓発等休業期間の延長を申請します。		殿 申請者 所属		_____	
		職名		_____	
		氏名		_____ ㊟	
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業 (2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2及び4に記入)				
2 自己啓発等休業の内容	大学等における修学	大学の名称 (所在地)	()		
		課程 (修学年限)	()		
		修学の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	国際貢献活動	活動組織			
		活動国・地域		活動分野	
	活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで		
		活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで		
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考					

(注) ①この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- ア 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
- イ アの内容に関する照会先

- ②「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- ③「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入する。
- ④「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入する。
- ⑤「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容 (大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間)、当該自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

⑥該当する口にはレ印を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
決裁年月日	年 月 日		
決 裁 欄	職 名		
	氏 名		㊟

